

世田谷区告示第64号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和8年2月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月13日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 番号

(1) 21-Z117

(2) 21-Z118

2 区間

(1) 世田谷区松原一丁目548番9地先無番から523番13地先無番まで

(2) 世田谷区松原一丁目523番11地先無番から548番8地先無番まで

3 用途

区管理水路

案内図

—— 新たに設置する区管理水路

街区 松原一丁目26番

